

## 法学からみた年金研究の現在

菊池馨実

### I はじめに

本稿に与えられたテーマは、表記の通り「法学からみた年金研究の現在」である。基本的には、法学分野における最近の研究業績のサーベイが求められているものと、筆者は理解している。ただし、そうした中で、取り上げるべき研究業績とは何か、その対象および範囲については、実はそれほど自明であるわけではない。そこで本論に入る前段階として、まず本稿の射程につき、いくつかの限定を付しておきたい。つまり、本稿での分析評価も、筆者が設定した分析枠組みの中でのそれにとどまるということである。もちろん、そうした限定付けは、おそらくは社会保障を主たる分析対象とする法学者にとっての最大公約数であると筆者が考えるものである。

第1の限定は、あくまで「研究」のサーベイであることからくるものである。ここから、特段の分析視角をもたないいわゆる「制度解説」的なものは除外される。

第2の限定は、「法学」分野からの年金研究であることからくるものである。実は、この側面からの文献の絞り込みは容易でない。「法学」的視点とは何かがそれほど明白でないからである。もっとも典型的には、後述する判例研究にみられるような「法解釈論」的分析が挙げられるだろう。これに対し、最近、法政策学あるいは政策法学といわれる分野が台頭しているように、法的紛争の個別的解決ではなく、特定の立法あるいは政策のあり方を論じること、また、「法学」的分析の一環であるとの理解が一般化している。しかし、こうし

た制度論ないし政策論は、法学の視点からのみ展開されているわけではない。経済学・財政学をはじめとする他の学問領域からのアプローチが存在するほか、むしろこれらの視点を有機的に結合させることによってこそ、よりよき制度論ないし政策論の展開が可能であるとの側面もある。

本稿では、さしあたり法学者による年金研究といういわば属人的な限界を設定しつつ、その法学者の枠の中に、民間シンクタンク研究者などによる法学的視点を踏まえた研究業績なども加味するとの限定を付すことにした。このほか、制度論ないし政策論的研究としては、最近、厚生労働官僚などの行政実務家による論考が目を惹く(例えば、宇野, 2000, 植村, 2001など)。しかし、本稿ではあくまで、法学研究者による年金研究の到達点を明らかにするとの視角から、これらについては取り上げないこととした。

第3の限定(むしろ「限界」といった方が適切であろう)は、筆者の専門分野が法学の中でも「社会保障法」と呼ばれる分野であることからくるものである。社会保障法では、基本的に社会保障制度の一環としての年金制度(あるいは関連制度としての企業年金制度)に焦点を当て、主として給付と負担のあり方(とりわけ前者)につき論じてきた。これに対し、税制や資産運用などの側面は、むしろ税法や信託法、金融法といった他の法領域に委ねてしまいがちであった。したがって、専門を異にする筆者がこれらの他領域における研究業績をサーベイしきれていない可能性がある。

本稿では、『法律時報』(日本評論社)掲載の文献月報と、『日本労働研究雑誌』(日本労働研究機構)掲載の文献目録(いずれも月刊)から、1998

年1月号以降2001年11月号までに掲載された文献をベースとし、適宜筆者が知る範囲での文献を追加する形で、サーベイを行った。

## II 法学分野における最近の年金研究

次に、上記の枠組みの中での最近の年金研究の動向につき、その概略を紹介しておきたい。その際、社会保障制度の一環としての公的年金に限定せず、企業年金にも射程を広げることとする。その理由は、①厚生年金基金にみられるように、公的年金と私的年金との区別は絶対的なものではなく連続的相対的なものであること(堀, 1997c)、②他方、企業年金は、保険者たる政府からの給付とは異なる退職給付としての性格を有し、受給権保護の問題など、法律論に比較的馴染み易く、一定の研究蓄積がみられること、による。なお、以下での紹介は、各文献での独創的な視点や、取り上げられた主たる論点に着目したものであり、例えば、「女性と年金」というテーマに関する文献が他にみられないという趣旨ではない。また刊行時期の限定を付しているため、それ以前における当該分野での重要な法学文献を取り上げていない場合がある点に留意していただきたい。

### 1 研究論文など

#### (1) 外国法研究

公的年金につき、菊池(馨)(1998)は、前史以来のアメリカ社会保障制度史を、その中核である年金保険を中心にたどったものである。その歴史的展開過程を跡付けることにより、年金政策策定にあたっての規範的指針となるべき原理の抽出を試みている。

緒方(2000)は、社会保険非適用限度内就業にかかわる1999年ドイツ社会法典の改正と意義につき論じている。田中(耕)(2000)は、介護保険と年金との制度間連携につき、ドイツの政策を分析している。

企業年金については、2001(平成13)年のいわゆる企業年金二法の制定とも関連して、受給権保護や確定拠出年金のいわば先達として、アメリカ

に関する研究が数多くみられる。企業年金に関する法規制を行う従業員退職所得保障法(ERISA)における受給権保護の仕組みにつき分析するものに、國武(1997)があり、わが国で確定拠出年金の代名詞ともなった401(k)を中心とした法制を分析するものに、森戸(2000)がある。

年金信託法制の観点から、ERISAにおける受認者の義務を扱うものとして、芹澤(1999)があり、401(k)の投資規制に関わる裁判例を素材として論じている。行澤(1997, 2000b)も、受認者の義務に関するアメリカ連邦裁判所の判例研究である。

小櫻(1999)は、ERISAにおける訴訟上の救済方法を規定した502条をめぐる判例理論の分析を行っている。ERISA上、年金とは異なる扱いがなされる福利厚生給付の観点から、医療給付にかかる使用者側の改廃権(権限留保条項)をめぐるアメリカの判例法理を分析するものに大原(1999)があり、佐藤(敬)(2001)も福利厚生給付一般の観点からこの点に触れている。

このほか企業年金に関しては、フランスの補足退職年金制度に関する分析として、加藤(1997)がある。

#### (2) 年金制度の枠組み論

年金制度の基本的な枠組みをめぐることは、国際的にみても見直しの潮流がみられ、わが国でも経済学などの分野から、特に報酬比例部分のあり方(いわゆる廃止・民営化、完全積立方式化)につき議論がなされている。しかし、法学分野でこうした議論はあまり盛んではなかった。そうした中で、堀(1997a)第8章、第9章が、経済学等の議論を強く意識した政策論的視角から詳細な議論を展開することにより、完全積立方式化、二階建て部分の廃止・民営化に反対している。森戸(2001b)も、厚生年金保険の積立方式移行論や民営化論への否定的評価を行っている。他方、菊池(馨)(2000)(菊池(馨), 1999a, 1999b)に初収)第5章では、憲法13条に基盤をおく「自由」基底的社会保障法理論の観点から、報酬比例年金への加入強制に疑問を呈するとともに、老後所得保障における公的年金の守備範囲を現行の基礎年

金水準より高く設定した基礎的定額部分に限定すべきことを主張する。また同様に個人に軸をおく規範的観点から、「選択」「参加」といった価値を尊重し、「負担」の問題に配慮した年金制度像を描き出している。

このほか、社会連帯原理からみた年金制度のあり方につき論じたものに、高藤(1998)がある。田中(清)(2000)は、厚生年金保険のほか、政管健保・労災保険・雇用保険を含めた保険料徴収一元化をめぐる、その実現可能性と課題につき論じている。

### (3) 年金給付の法的構造論

太田(1999)は、社会保障制度における給付の仕組み全般を、年金各法をはじめとする個別法毎に、特に「給付の始期」という視点に着目しながら本格的に解明したものである。堀(2001b)も、年金をはじめとする社会保障給付につき主体論(受給主体・支給主体・サービス提供主体)、給付をめぐる権利(申請権・請求権・受給権)の性格などにつき論じている。岩村(2001b)は、支給要件と支給手続という分析軸から、年金保険のほか労働保険や児童手当等を含めた所得保障法の給付の法的構造を論じている。

### (4) 財源論

最近、社会保障の財源論をめぐる活発な議論が展開されている。この議論は、個別の適用場面では基礎年金の税方式化などを主として念頭に置くものであるため、年金研究の一環として取り上げておく必要があると考えられる。

法学者の中では、社会保障の財源を税に求めるか社会保険料に求めるかによって、その規範的意味内容は異なると捉え、社会保険の仕組みを積極的に支持する見解が近時有力である(反対に、制度財源を保険拠出に求めるか税方式によって賄うかは社会保障法にとって技術的なものに過ぎないとする従来の有力説を支持するものとして、菊池(高), 1998)。具体的には、負担と受益が保険集団の構成員に限定された政治システムという社会保険の性格に着目し、いわゆる保険者自治の機能に積極的な意義を見出す見解(倉田, 1999, 太田, 1998)、拠出と給付との対価的な関係が、わが国

が依拠する市場経済の原理に、より整合的であるとして積極的に評価する見解(堀, 1997a, 最高裁判所も給付と拠出の牽連性に有意な解釈を行っていることにつき2参照)、社会保障法領域における中核的法主体である自立的主体の人間像には社会保険のシステムが馴染みやすいとする「自由」基底的社会保障法理論からの見解(菊池(馨), 2000)などがある(菊池(馨), 2001a)。また憲法84条の租税法律主義の観点から、税方式の難点を指摘する見解もある(倉田, 1999)。包括的な政策論的検討として、堀(1997a)は、原理・制度面、財源面、サービス面の各項目について、理論面と現実面の双方の観点から比較した上で、社会保険方式を支持している。

なお社会保険給付の対価性については、太田(1999)が、経済学等も含めた膨大な従来の議論を網羅しつつ、結論的に、「緩やかな交換」の観念を「共済」に、ひいては社会保険にも想定できるとし、「社会保険給付の対価性」を語り得る可能性が示唆されると論じている。

他方、基礎年金の税方式化を明言するものとして、本沢(1998)がある。小島(2001)は、社会保険方式と税方式との対立を、「原理」「理念」「技術」「実現可能性」「実利」の5点から整理している。

### (5) 個別の論点

#### ①年金水準

堀(1998)は、法学的観点からみた年金水準につき、特に自営業者単身世帯の年金が「健康で文化的な最低限度の生活」を営むに足りなくとも、直ちに憲法25条1項違反となるものではない旨、また制度改正による水準の引下げも、(i)合理的な理由に基づくこと、(ii)必要最小限度のものであること、(iii)既得権や期待権をできるだけ尊重すること、(iv)急激な変化のないよう経過措置を設けるなどの配慮をすること、という要件の下で、憲法25条2項違反にならない旨論じている。憲法25条1項、2項違反をめぐる法律論は、報酬比例年金の廃止・民営化論との関連も含めて、岩村ほか(1998)でも議論されている。大場(2000)は、菊池(馨)(1999a)での報酬比

例年金への加入強制廃止論に反対し、そうした措置は憲法 25 条 2 項に違反し許されないと明言する。

## ②女性と年金

堀 (1997 a) は、政策論的視角から、いわゆる第 3 号被保険者制度を維持すべきことを主張する。さらに遺族年金廃止論を批判しつつも、将来における夫婦間での年金権の分割を射程においた議論を展開している。本沢 (1998) は、民法の視点も踏まえながら、1985 (昭和 60) 年改正に伴う女性の年金権の法的性質の変化を指摘するとともに、離婚時における報酬比例年金にかかる年金権ないし期待権の財産分与、夫の死亡時における夫婦の年金権の清算 (遺族年金廃止) などを主張する。竹中 (2001) は、基礎年金と報酬比例年金の性格の相違を強く意識しながら、専業主婦を含む全ての国民が基礎年金制度に応能負担を行う方向性を支持する。また遺族年金は将来的には廃止が望ましいけれども現実的には当面存続せざるを得ないとする一方、離婚時の年金受給権の分割を主張する。このほか、第 3 号被保険者制度を廃止し、新たに保険料負担を課すべきことを主張するものとして、良永 (1997) がある。

なおジェンダーの視点から、年金を含む社会保障制度を法的に分析するものとして、浅倉 (2001) がある。

## ③非典型雇用と社会保険の適用

倉田 (2000) は、法解釈論の立場から、いわゆる非典型雇用に従事する短期・断続的雇用者への被用者保険の適用問題を論じ、国民の生活保障を目的とする社会保障法の観点からは、労働市場に対する中立性の確保という問題は、制度の合理性を考察する際の付随的な考慮要素にとどまるとする。実務上、1 日または 1 週の所定労働時間および 1 月の所定労働日数が、当該事業所において同種の業務に従事する通常の被用者の所定労働時間および所定労働日数のおおむね 4 分の 3 未満である場合、原則として厚生年金保険 (および健康保険) の被保険者として扱われないとの扱いにつき、緒方 (2000) は、月額 630 マルク以下の労働に従事する被用者につき事業主にのみ保険料を課すこ

ととした 1999 年ドイツ社会法典等改正を紹介し、社会保険の適用範囲と切り離された保険料納付義務との視角を提示している。これに関連して、年金に関するものではなく社会保険一般を扱うものではあるものの、津田 (2001) が、ドイツにおける Fremdlast (被保険者に本来的でない負担) の概念を扱っている。同論文は、法学的視角からみた財源論の展開可能性という点でも興味深い。

このほか派遣労働者への適用問題につき、水島 (1999) がある。

## ④高齢者雇用と年金

馬渡 (1998) は、現役高齢在職者への年金給付につき、生活自己責任 (自助) 原則と生存権保障の接点の問題として捉える。森戸 (2001 b) は、引退要件のあり方につき論じている。

## ⑤障害と年金

山田 (2001) は、障害年金を中心とする障害者の所得保障の観点から各制度の体系的に関わる問題や、障害年金における障害認定に関わる問題などを論じている。ここで指摘されているように、法的観点からは、2001 (平成 13) 年全国で訴訟提起に至ったいわゆる学生障害無年金問題が、今後重要な検討課題となろう。

### (6) 企業年金制度

企業年金に対する法学研究は、幾つかの観点からのアプローチがあり得る。まず、わが国では企業年金が歴史的に退職金の代替制度として発展し、実体としても退職金制度と密接に結びついていることから、労働条件規制 (労働法的規制) の視点を踏まえた受給権保護が論じられている。代表的なものとして、森戸 (1998) は、退職給付受給権のポータビリティの不十分さを指摘し、立法論的検討を行うとともに、退職給付制度の不利益変更の側面から、受給権保護の解釈論的限界を論じている。またアメリカの ERISA における企業年金の受給権保護を参照しながら、わが国のあり方を論じるものとして、ニッセイ基礎研 (1998) や、國武 (1997) がある。なかでも森戸も関与した前者は、在職中の退職給付受給権付与にまで踏み込んだ立法論的検討を行っている。さらに森戸 (2001 a) では、2001 (平成 13) 年のいわゆる企業

年金二法制定を受けて、厚生年金基金制度、適格年金制度、内部留保型退職金制度を企業型確定拠出年金制度に改編する際に生じる法律問題につき論じている。従来の議論のように一律に企業年金の「労働条件」性を論じるのではなく、制度を類型化し、労働条件の不利益変更に関する法理の適用の限界（外枠方式の厚生年金基金制度には及ばない）を示した点などが注目される。このほか、受給権保護のあり方を論じるものに、有田（1997）、高木（2000）、菊池（馨）（2001 b）、福利厚生制度の一環として、その受給権保護を論じるものに、佐藤（敬）（2000）、佐藤（敬）（2001）がある。森戸（2001 a）を除くと、2001（平成13）年企業年金二法制定前の論考であるけれども、例えば支払保証制度の整備など、同法で企業年金の受給権保護をめぐる課題が一応の解決をみたまでは到底言えない以上、これら論考の意義は現在でもなお失われていない。なお同法による企業年金改革の背景・意義・将来的課題を論じるものとして、岩村（2001 a）、國武（2001）がある。

次に、税制面からのアプローチとして、佐藤（英）（1998）は、税制適格年金制度につき、損金算入要件、特別法人税、退職所得との課税の公平といった問題を論じている。ただし、特別法人税の問題については合理性を認めている。これに対し、増井（1998）は、特別法人税にかかる従来の廃止論・擁護論とは別の次元から、所得税モデルを用いて同税の立法趣旨を再検証している。

資産運用ないし受託者責任に関しては、神田（1998）が、1999（平成9）年に年金局長通知として出された「厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」の背景・概要・課題などを論じている。行澤（2000 a）は、2000（平成12）年年金資金運用基金法等いわゆる自主運用関連法、2001（平成13）年のいわゆる企業年金二法制定前の状況下で、資産運用者に対する信託義務概念の承認を主張している。また土浪（2001）は、同法による受託者責任の明文化を受けて、年金法制における運用機関としての生命保険会社の受託者責任の問題を詳細に論じている。

## （7） その他

以上述べた諸点を含め、包括的に公的年金制度の諸論点につき検討を行ったものに、堀（1997 a）がある。同書で展開される制度論・政策論は、必ずしも法学的視点からのみなされているわけではないものの、先にも触れたように経済学等の議論も強く意識されており、今回のサーベイにおける最も包括的な年金研究にかかる法学者の文献といえることができる。このほか公的年金制度における法解釈論上の個別論点を取り上げたものとして、阿部（1997）がある。

## 2 判例研究

法学における年金研究の一領域を占めるのが、現実の裁判例を分析評価の対象とする判例研究である。本稿で付した文献の刊行期間内において、公的年金および企業年金に関わる裁判例を題材とし、解釈論などを展開する文献として、参考文献に掲げたものがある。以下では、各判例研究での分析内容等を紹介するのではなく、各裁判例での主たる争点と裁判所の判断につき簡単に触れておくにとどめたい。

公的年金に関わるものとして、①は、1985（昭和60）年改正前の障害福祉年金から裁定替えされた障害基礎年金と通算老齢年金との併給調整の合憲性などが争われた事案である。合憲とはされたものの、本来行われるべき支給停止が行われず4年間にわたり過払いが発生した部分につき、信義則の観点から、国がこの返還を求めることは著しく不当であるとの注目すべき判断を行った。

③は、いわゆる重婚的内縁関係が存在した場合における遺族厚生年金受給権の帰趨が争われ、特に法律上の妻との関係でいわゆる生計維持関係がなかったとして、同年金不支給処分が適法とされた事例である。既に最高裁のリーディングケース（最高裁昭和58年4月14日判決民集37巻3号270頁）が存在する配偶者該当性の判断ではなく、生計維持要件の判断に一事例を加えたものである。

⑥は、市の非常勤嘱託員が厚生年金保険の加入資格をもつにもかかわらず、区長らが被保険者資格取得に関する届出を怠ったことから、保険料未

納付期間に対応する厚生年金の受給権を取得できなかったとしてなされた損害賠償請求訴訟である。裁判所は、事業主による厚生年金保険法 27 条違反の届出義務違反行為は、当該労働者との間でも違法と評価されるとして、原告受給者側の請求を認める注目すべき判断を行った。

⑦・⑧は、不法行為により年金受給者が死亡した際、当該年金の逸失利益性を認め損害の範囲に含めることの可否に関する最高裁判決である。最高裁は、⑦で障害基礎年金および障害厚生年金の逸失利益性を認める一方、⑧では遺族厚生年金の逸失利益性を否定した。既に、恩給法に基づく普通恩給や退職共済年金、1985(昭和 60)年改正前の国民年金法に基づく老齢年金については、これを肯定する最高裁判例が出されていたところである(最高裁昭和 59 年 10 月 9 日判決判時 1140 号 78 頁, 同昭和 50 年 10 月 24 日判決民集 29 卷 9 号 1379 頁, 同昭和 50 年 10 月 21 日判決判時 799 号 39 頁, 同平成 5 年 9 月 21 日判タ 832 号 70 頁)。また⑧と同日言い渡しの最高裁判決(判時 1732 号 83 頁)は、恩給受給者の遺族に対して支給される扶助料につき、逸失利益性を否定した。注目すべきは、最高裁判所が、⑦の理由付けにおいて、障害年金の逸失利益性を肯定し、妻及び子の加給分につきこれを否定するに際し、主として保険料が拠出されたことに基づく給付であることに着目し、拠出された保険料との牽連性の有無により判断している点である。他方、⑧でも、「受給権者自身が保険料を拠出しておらず、給付と保険料との牽連性が間接的であるところからして、社会保障的性格の強い給付」であることを理由のひとつとして逸失利益性を否定し、同日言い渡しの前記最高裁判決でも、扶助料が全額国庫負担であり、社会保障的性格の強い給付であることを理由のひとつとしてこれを否定している(ただし、参考文献Ⅱ-1 関連の加藤(2001)、同Ⅱ-2 関連の菊池(高)(2000)、堀(2001)など、こうした理由付けには社会保障法学者からの批判も多い)。

⑩は、国民年金の併給調整に関わる処分取消訴訟の土地管轄につき、県知事ないし社会保険事務所を、行政事件訴訟法 12 条 3 項の「事案の処

理に当たった下級行政機関」と認めた最高裁判決である。今後、この種の訴訟は、「下級行政機関」所在地の裁判所の管轄に服することになる点で、受給者側にとっては便宜であり、極めて重要な判決といえる。

次に、企業年金に関わるものとして、②は、財団法人が傘下の企業経営者を対象として運営する信託型年金制度において、予定利率の一方的引下げ(6.5%→4.5%)により年金を減額されることになった加入者からなされた損害賠償請求訴訟である(請求棄却)。④は、銀行の退職年金(いわゆる自社年金)につき、退職金規定の所定額に上乗せして行っていた上積支給を一方的に打ち切った使用者の措置が有効とされた事例である。また⑨は、同じ銀行の業績がさらに悪化し、金融再生委員会から、金融整理管財人による業務および財産の管理を命じる処分を受けたことから、退職年金 3 ヶ月分相当の金員を支払って、退職年金の支給そのものを打ち切った事案である。裁判所は、本件退職年金が功労報償的性格の強いものであることを認めながらも、本件打ち切りが違法であり無効であると判示した。⑤は、厚生年金基金(総合型)の解散に伴い、負担金の拠出を余儀なくされた企業から、基金の理事に対してなされた損害賠償請求訴訟である(請求棄却)。基金設立事業所と基金理事らとの法律関係(直接の契約関係はない)につき判示されている。

### Ⅲ 法学における年金研究の位置付けと意義

#### 1 位置付け

I で述べた第 3 の限定(筆者の専門分野からくる限界)を意識しながらもあえて言えば、本稿で取り上げた諸文献の多くは、実定法学の一分野である社会保障法学を専攻する研究者の手によるものである。しかしながら、従来、社会保障法学においては、医療、社会福祉、それに労働法との境界領域である労災分野に研究の重点が置かれがちであり、年金分野における研究業績の数は格段に少なかった。その理由として考えられるのは、第 1 に、年金分野は長期の制度設計に関わるることか

ら、経済的財政的視点を踏まえた分析が不可欠であり、自ずと経済学者等の議論を傾聴せざるを得なかったこと、第2に、金銭給付であることから、法律関係が基本的に保険者対受給権者ないし被保険者という公法上の二当事者関係と捉えられがちであり、サービス提供主体などが介在し多面的かつ複雑な法律関係とならざるを得ない医療・福祉分野と比べて研究者の関心を惹かなかったこと、第3に、年金法は極めて技術的な性格をもち、例えば労災保険における業務上外認定のような、法解釈論の展開余地が大きく裁判例も数多い分野ではなかったこと、などである。このうち第2の点に関して言えば、年金における各当事者の法律関係を、年金積立金の管理運用の場面にまで広げれば、保険者・資産運用機関等も含めた多数当事者間の権利義務関係の解明という理論的課題が浮かび上がるのであるけれども、民法・信託法など他分野の専門知識を必要とすることが、社会保障法研究者による本格的アプローチを踏みとどまらせてきたものと推察される。またこのことと関連して、企業年金の受託者責任をめぐる議論など、その現実的な対処の必要や専門性の高さゆえに、法学研究者と比較して実務レベルでの研究が進んでいるとみられる分野もあるように見受けられる(例えば、厚生年金基金連合会、1998、2000など)。

## 2 意 義

しかしながら、こうした状況を前提としても、年金分野における法学研究が、制度論・政策論の展開にあたって貢献をなし得ないことを意味しない。本稿での検討からも、決して無視されるべきでない法学的視点の存在が明らかとなった。例えば、制度改革が支給水準の引下げをもたらすような場合、憲法25条1項および2項との関係で、合憲性の評価が必要となる。また社会保険料ではなくもっぱら税により財源を賄う制度を導入する際、租税法律主義を定めた憲法84条との関係を意識しなければならない。決して白地に制度を構築するのではなく、現行憲法体制の下、他の法制度との整合性を勘案しながら制度改革を進めてい

かざるを得ないとの側面を無視すべきではない。

判例などを素材とした研究による法解釈論の展開・緻密化も、個々の年金受給者等の個別具体的な紛争解決による権利保障に資するにとどまらない、以下のような積極的意義を有する。第1に、一般の行政実務ないし裁判実務に大きな影響を与える可能性がある。⑥や⑩の裁判例などがこれにあたる。第2に、今後の制度改革を論じるにあたっての有益な示唆となり得る。例えば、先に取り上げた企業年金に関わる諸判例は、今後益々重要性を増すと思われる受給権保護の問題と関連しており、各当事者の法律関係を一定程度明確化することにも寄与している。また逸失利益性に関わる一連の最高裁判決は、損害賠償法上の判断ではあるものの、社会保険における拠出と給付の牽連関係の存在を解釈論上有意に反映させている点で注目される。つまり法的観点からすれば、保険料と税はその法的性格を異にしているといい得る。逆にいえば、いわゆる年金制度の税方式化に伴い、裁判所の判断に変更が加えられることが予想されるということでもある。

ただし、II 1(5)で取り上げたような個別論点になるほど、その分析にあたっては法学的視点にとどまらない多角的な視点から見た総合的な評価が必要となってこよう。

## IV 今後の課題

IIIで述べたように、年金研究における法学的視点は有用である。ただし、今後の経済・資産運用環境の見通しや少子高齢化の進展に鑑みた場合、対保険者関係での受給権保護などにとどまらない、資産運用のあり方などを含めたより包括的な視点からの研究が求められよう。しかしながら、年金研究における法学的視点自体の限界もまた謙虚に認めなければならない。その意味では、今後ますます経済学等との学際的交流を図っていくことも有意義であろう。具体的には、今回の本誌による企画からさらに一步踏み込んで、II-1関連文献で挙げた岩村他(1998)のような「対話」がもつとなされてよいと思われる<sup>1)</sup>。

## 注

1) 岩村他(1998) p.90では、「法律家というのは、法的な立場での正当性の検討がその職分ですが、年金のように長期の設計にかかわる制度の問題については、経済的な整合性の有無が最も重要な問題ですので、法律家は、謙虚に経済学者の長期的な見通しについて聞かなければいけないだろうと思います。」(西村発言)、「ただ、我々法律家の側から見ると、経済学者が理論にもとづいて作るモデルは非常に合理的であるだけに、現在の制度が持っているいろいろな前提条件や、制度をつくったときのいろいろな制約条件が、捨象されてしまっています。そのため、法律家は、経済学者の制度設計は、きれいであるだけに、逆に、それを現実化するのはかなり難しいと受け止めがちです。したがって、これからは、法律学と経済学とがいろいろな形で意見を交換して、制度設計を考えるのが望ましいのでしょ……」(岩村発言)と述べられている。

## 参考文献

## I 関連

植村尚史(2001)「世代間の公平を巡る議論への一視点」『社会保険旬報』No.2100。  
 宇野 裕(2000)「年金制度はいかに改革されるべきか(上)(中)(下)」『社会保険旬報』No.2077, 2080, 2083。  
 増田雅暢(2000)「社会保障の財源のあり方」『季刊社会保障研究』Vol.36, No.1。

## II-1 関連

浅倉むつ子(2001)「社会保障とジェンダー」日本社会保障法学会編『21世紀の社会保障法(講座社会保障法第1巻)』, 法律文化社。  
 阿部泰隆(1997)「年金不支給裁定の取消しと遅延利息」『法律時報』Vol.69, No.8。  
 有田謙司(1997)「退職金・企業年金と受給権の保護」河野正輝・菊池高志編『高齢者の法』, 有斐閣。  
 岩村正彦他(1998)岩村正彦・清家篤・西村健一郎「鼎談・公的年金制度改革」『ジュリスト』No.1146。  
 岩村正彦(2001a)「新時代を迎える企業年金法」『ジュリスト』No.1210。  
 ———(2001b)「所得保障法の構造」日本社会保障法学会編『所得保障法(講座社会保障法第2巻)』, 法律文化社。  
 太田匡彦(1998)「社会保険における保険性の在処をめぐって」『社会保障法(日本社会保障法学会誌)』No.13。  
 ———(1999)「権利・決定・対価(1)(2)(3)」『法学協会雑誌』Vol.116, No.2, 3, 5。  
 大原利夫(1999)「米国における退職者医療給付改

廃権をめぐる判例法理の動向(上)(下)」『労働法律旬報』No.1451, 1452。  
 大場敏彦(2000)「年金制度改革の課題」『季刊労働法』No.192。  
 緒方桂子(2000)「社会保険非適用限度内就業と社会保険財政の問題(1)(2・完)」『賃金と社会保障』No.1275, 1276。  
 加藤智章(1997)「フランスにおける補足退職年金制度の位置づけ」『季刊社会保障研究』Vol.33, No.2。  
 ———(2001)「社会保障制度における生活保障と所得保障」日本社会保障法学会編『所得保障法(講座社会保障法第2巻)』, 法律文化社。  
 神田秀樹(1998)「厚生年金基金の受託者責任ガイドライン」『ジュリスト』No.1128。  
 菊池高志(1998)「社会保障年金制度の将来課題」『ジュリスト』No.1146。  
 菊池馨実(1998)『年金保険の基本構造』, 北海道大学図書刊行会。  
 ———(1999a)「社会保障の法理念と年金制度の基本枠組み」『阪大法学』Vol.49, No.1。  
 ———(1999b)「年金保険における法主体とあるべき制度像」『社会保障法(日本社会保障法学会誌)』No.14。  
 ———(2000)『社会保障の法理念』, 有斐閣。  
 ———(2001a)「社会保険か税か」『法学教室』No.251。  
 ———(2001b)「加入者の視点からみた企業年金のあり方」佐藤進・齋藤修編集代表『現代民法学の理論・上巻(西原道雄先生古稀記念論文集)』, 信山社。  
 國武輝久(1997)「企業年金と受給権保護」『季刊社会保障研究』Vol.33, No.2。  
 ———(2001)「企業年金制度」日本社会保障法学会編『所得保障法(講座社会保障法第2巻)』, 法律文化社。  
 倉田 聡(1999)「社会保険財政の法理論」『北海道大学法学研究』Vol.35, No.1。  
 ———(2000)「短期・断続的雇用者の労働保険・社会保険」日本労働法学会編集『労働市場の機構とルール(講座21世紀の労働法第2巻)』, 有斐閣。  
 小島晴洋(2001)「基礎年金の制度設計」日本社会保障法学会編『所得保障法(講座社会保障法第2巻)』, 法律文化社。  
 小櫻 純(1998)『退職後所得保護の法理』, 滋賀大学経済学部研究叢書 No.29。  
 ———(1999)「年金訴権」『信託』No.200。  
 坂本重雄(2000)「公的年金制度の改革と今後のあり方」『季刊労働法』No.192。  
 佐藤敬二(2000)「福利厚生施策と受給権保護の課題」日本労働法学会編集『健康・安全と家庭生活(講座21世紀の労働法第7巻)』, 有斐閣。



- (2001) 「福利厚生を受給権保護に向けて」『立命館法学』No. 271=272。
- 佐藤英明 (1998) 「企業年金と課税」『ジュリスト』No. 1128。
- 芹澤英明 (1999) 「年金信託の社会的機能」『ジュリスト』No. 1164。
- 高木 紘一 (2000) 「退職金・企業年金・賞与」日本労働法学会編集『賃金と労働時間 (講座 21 世紀の労働法第 5 巻)』, 有斐閣。
- 高藤 昭 (1998) 「年金制度改革の基本的視点, 論点と将来展望」『法律のひろば』Vol. 51, No. 4。
- 竹中康之 (2001) 「公的年金と女性」日本社会保障法学会編『所得保障法 (講座 社会保障法第 2 巻)』, 法律文化社。
- 田中耕太郎 (2000) 「年金と介護保険との制度間連携」『季刊年金と雇用』Vol. 18, No. 4。
- 田中清定 (2000) 「行政改革と公的保険一元化」『関東学園大学法学紀要』No. 21。
- 津田小百合 (2001) 「ドイツ社会保険法制における財政負担に関する法的問題」『京都大学社会システム研究』No. 4。
- 手塚和彰 (1998) 「年金政策論ノート (1)」『千葉大学法学論集』Vol. 12, No. 4。
- 土浪 修 (2001) 「年金法制における運用機関の受託者責任と生命保険会社」『ニッセイ基礎研報告』Vol. 19。
- ニッセイ基礎研究所 (1998) 「在職中の労働者に対する退職給付 (退職金・企業年金) の受給権の付与」(退職給付の受給権に関する研究会報告書)。
- 堀 勝洋 (1997 a) 『年金制度の再構築』, 東洋経済新報社。
- (1997 b) 『現代社会保障・社会福祉の基本問題』, ミネルヴァ書房。
- (1997 c) 「年金における公私の境界」『季刊社会保障研究』Vol. 33, No. 2。
- (1998) 「高齢社会における年金」『民商法雑誌』Vol. 118, No. 4=5。
- (2001 a) 「基礎年金を巡る諸問題」『季刊年金と雇用』Vol. 19, No. 4。
- (2001 b) 「社会保障の給付」日本社会保障法学会編『21 世紀の社会保障法 (講座 社会保障法第 1 巻)』, 法律文化社。
- 増井良啓 (1998) 「退職年金等積立金に対する法人税の立法趣旨をめぐって」『季刊社会保障研究』Vol. 34, No. 2。
- 馬渡淳一郎 (1998) 「年金制度改革と高齢者雇用」『法律のひろば』Vol. 51, No. 4。
- 水島郁子 (1999) 「派遣労働者の労働・社会保険をめぐる課題」『法律のひろば』Vol. 52, No. 3。
- 本沢巳代子 (1998) 「女性と年金制度」『法律のひろば』Vol. 51, No. 4。
- 森戸英幸 (1998) 「退職給付の受給権保護」『ジュリスト』No. 1128。
- (2000) 「アメリカ企業年金法制の現状と課題」清家篤・岩村正彦編『年金制度改革の論点』, 社会経済生産性本部生産性労働情報センター。
- (2001 a) 「企業年金制度の改編に伴う法的問題」『ジュリスト』No. 1210。
- (2001 b) 「厚生年金保険の現状と課題」日本社会保障法学会編『所得保障法 (講座 社会保障法第 2 巻)』, 法律文化社。
- 行澤一人 (1997) 「ERISA における年金資産の分散投資義務」『商事法務』No. 1478。
- (2000 a) 「米国において年金資産を取り扱うブローカー, ディーラーの受託者としての地位——証券法規制と ERISA の交錯——」『神戸法学雑誌』Vol. 49, No. 3。
- (2000 b) 「米国で年金資産を取り扱うブローカー, ディーラーの受託者としての地位」『商事法務』No. 1563。
- 良永彌太郎 (1997) 「高齢者所得補償の費用負担」河野正輝・菊池高志編『高齢者の法』, 有斐閣。

## II-2 関連

- ①東京地判平成 9 年 2 月 27 日判決 (判時 1607 号 30 頁)  
木村茂喜 (1998) 『法政研究』Vol. 64, No. 3。  
小林 武 (1998) 『判例時報』No. 1621。
- ②東京地裁平成 9 年 3 月 24 日決定 (判時 1627 号 112 頁)  
星野 豊 (2000) 『ジュリスト』No. 1170。
- ③東京地裁平成 10 年 3 月 25 日判決 (判タ 987 号 165 頁)  
大原利夫 (2000) 『法学志林』Vol. 98, No. 1。
- ④大阪地裁平成 10 年 4 月 13 日判決 (労判 744 号 54 頁)  
有田謙司 (1999) 『ジュリスト』No. 1157。  
大内伸哉 (1999) 『ジュリスト』No. 1154。  
中原正人 (1999) 『労働判例』No. 755。  
藤原稔弘 (1999) 『法律時報』Vol. 71, No. 12。
- ⑤大阪地裁平成 10 年 6 月 17 日判決 (賃社 1255 号 66 頁)  
山田 哲 (1999) 『賃金と社会保障』No. 1255。
- ⑥京都地裁平成 11 年 9 月 30 日判決 (判時 1715 号 51 頁)  
津田小百合 (2000) 『民商法雑誌』Vol. 122, No. 3。  
永野仁美 (2001) 『季刊社会保障研究』Vol. 36, No. 4。  
原田啓一郎 (2001) 『法政研究』Vol. 67, No. 3。
- ⑦最高裁平成 11 年 10 月 22 日判決 (民集 53 巻 7 号 1211 頁)  
菊池高志 (2000) 『判例時報』No. 1718。  
水野 謙 (2000) 『法学教室』No. 236。  
南 敏文 (2000) 『判例タイムズ』No. 1033。

- 若林三奈 (2000) 『法律時報』 Vol. 72, No. 9。  
 ⑧最高裁平成 12 年 11 月 14 日判決 (民集 54 卷 9 号 2683 頁)  
 堀 勝洋 (2001) 『季刊社会保障研究』 Vol. 37, No. 2。  
 若林三奈 (2001) 『法学教室』 No. 248。  
 和波宏典 (2001) 『法律のひろば』 Vol. 54, No. 4。  
 ⑨大阪地裁平成 12 年 12 月 20 日判決 (労判 801 号 21 頁)  
 高木紘一 (2001) 『労働判例』 No. 806。  
 森戸英幸 (2001) 『ジュリスト』 No. 1212。  
 山田 哲 (2001) 『賃金と社会保障』 No. 1305。  
 ⑩最高裁平成 13 年 2 月 27 日決定 (民集 55 卷 1 号 149 頁)  
 岡田正則 (2001) 『法学教室』 No. 251。  
 \* (判時=判例時報, 判タ=判例タイムズ, 労判=労働判例, 賃社=賃金と社会保障, 民集=最高

裁判所民事裁判例集)

### III 関連

- 厚生年金基金連合会 (1998) 『厚生年金基金受託者責任ハンドブック (理事編)』 (受託者責任研究会)。  
 厚生年金基金連合会 (2000) 『厚生年金基金受託者責任ハンドブック (運用機関編)』 (受託者責任研究会)。  
 島崎謙治 (1999) 「厚生年金基金の資産運用をめぐる次の課題」 『季刊年金と雇用』 Vol. 18, No. 2。

[追記] 脱稿後, 校正段階で小櫻 (1998) に接した。株式議決権の行使, 年金保証制度 (PBGC), 開示制度, リライアンスディフェンス (受託者への専門家による助言), 年金権移転禁止条項などにつき論じた ERISA 研究論文集である (ただし非売品)。

(きくち・よしみ 早稲田大学助教授)